

東大和市と明治安田生命保険相互会社との地域活性化包括連携協定書

東大和市（以下「甲」という。）及び明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、東大和市内における地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、東大和市のより一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- （1）産業振興及び観光振興に関すること。
- （2）スポーツ推進・健康増進に関すること。
- （3）地域や暮らしの安心・安全に関すること。
- （4）子育て支援・青少年育成に関すること。
- （5）高齢者支援に関すること。
- （6）その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

（個別協議）

第3条 前条各号に掲げる事項に関する具体的な内容については、甲及び乙で協議の上、必要に応じて別に定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、連携して事業を進めることについて甲の承諾を受けた乙の親会社又はグループ会社の場合及び事前に本協定上の当事者間で書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定終了後も存続するものとする。

（本協定の変更及び解除）

第5条 甲及び乙のいずれかから、本協定の内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙から特段の申し出がないときは、本協定の有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲及び乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解除することができる。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は、協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名及び捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年11月28日

甲 東京都東大和市中心3丁目930番地
東大和市
東大和市長 尾崎 保夫

乙 東京都立川市曙町2丁目17番3番地
明治安田生命保険相互会社
立川支社 支社長 東 靖彦